

富士市研究開発用セルロースナノファイバー製造設備整備費補助金制度

セルロースナノファイバー（CNF）製造事業への参入、CNF を活用した製品開発を目的として、研究開発用の CNF 製造設備を購入する事業者に対し、その経費の一部を補助します。

対 象 者	市内の事業者 ※市税を滞納していないこと。
補助対象経費	CNF 製造事業への参入、CNF を活用した製品開発を目的として、研究開発用の CNF 製造設備の購入代金 ※消費税及び地方消費税は補助金の対象となりません。
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の 3 分の 2 以内で、限度額 500 万円を上限とする。(1,000 円未満の端数は切捨て)
補 助 回 数	同一年度内 1 回限りとする。

1 申請方法

下記の書類を揃えて、CNF 製造設備を購入する前に、富士市役所産業政策課（市役所 5 階）まで提出してください。(No.1・2・7 の書類は市ウェブサイトの様式がありますのでご利用ください。)

必要な書類		チェック欄
No.	書類内容	
1	補助金交付申請書（第 1 号様式）	
2	研究開発計画書（第 2 号様式）	
3	購入しようとする CNF 製造設備の見積書又は代金がかかる書類の写し	
4	購入しようとする CNF 製造設備の概要及び製造者がわかる書類の写し （カタログなど）	
5	申請者の企業概要、沿革等がわかる書類の写し （会社のパンフレット、ウェブサイトの打出し等会社概要が分かるもの）	
6	市税完納証明書 ※市役所 3 階収納課で発行しています。1 通当たり 300 円必要です。 【持ち物】 《法人の場合》 ・委任状（法人の実印が押してあるもの） ・窓口に来られる方の運転免許証等の顔写真付きの公的機関発行の身分証明書 《個人事業主の場合》 ・窓口に来られる方の運転免許証等の顔写真付きの公的機関発行の身分証明書 ・本人又は同一世帯の方以外の場合は、委任状	
7	口座振替申請書（市役所に振込口座が登録されていない場合）	

2 CNF 製造設備購入・試行後の手続

購入した CNF 製造設備の整備の完了後 1 か月以内又は、年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、下記の書類を富士市役所産業政策課（市役所 5 階）まで提出してください。

必要な書類		チェック欄
No.	書類内容	
1	研究開発報告書（第 6 号様式） ※市ウェブサイトの様式がありますのでご利用ください。	
2	補助対象経費となる CNF 製造設備の購入代金の領収書又は支払を確認できる書類の写し ※インターネットバンキングの振込依頼書等でも可	
3	購入した CNF 製造設備及びその設置状況を証明する写真	

3 補助金交付申請及び完了報告の際における提出書類作成のお願い

研究開発計画書（第 2 号様式）には、研究開発の目的・概要、目標とする研究開発の成果、研究開発報告書（第 6 号様式）には、研究開発により得られた成果、今後の研究開発又は実用化の見込み等を記入する欄があります。

これらの項目は、補助金の効果を確認するための重要な項目となりますので、可能な限り具体的に記入してください。

4 お問い合わせ先

富士市 産業経済部 産業政策課 工業振興担当

〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 100 番地

電話：0545-55-2779 / ファクス：0545-51-1997

E-mail：sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

ウェブサイト：http://fujishi.jp